

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年7月25日提出

大磯町長 池田 東一郎

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月5日

大磯町長 池田 東一郎

(理由)

相手方に対する早急な賠償を実施するに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため。

損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- 損害賠償額 338,662円
- 賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 事故の概要 令和5年3月20日（月）午後2時25分頃、環境課専用車で、美化センターから役場本庁舎へ向かう途中、西小磯11番地付近（東小磯跨線橋東側側道）から国道1号線に合流する際、安全確認が不十分であったため、国道1号線を西進する相手方の自転車と衝突し、相手方の女性が転倒した。
- 対応の経過 令和5年3月20日 事故発生
令和5年6月27日 示談締結（物損事故）
令和5年6月27日 示談締結（人身事故）